

WEBRONZA > 政治・国際 > 記事一覧 > 記事

テーマ 「お試し改憲」と安保法制、安倍政権の軽さ

政治・国際

憲法改正に「お試し」はあり得ない(下) 震災に便乗した「緊急事態条項」

水島朝穂

憲法

2015年05月27日

ツイート 5 シェア 0 G+1 0 印刷

緊急事態条項が「お試し」ではあり得ない

朝日新聞世論調査によれば、「憲法9条を変えやすくするために、まず国民の賛成が多い条項を変えて、国民に憲法を変える手続きに慣れてもらう」という考え方について尋ねたところ、「評価する」は32%で、「評価しない」が60%に達した。自民支持層でさえ、「評価しない」が49%で、「評価する」の43%を上回ったという(以上、『朝日新聞』2015年5月2日付)。

憲法記念日の『朝日新聞』社説がこの「お試し改憲」への断をくだしている。

「安倍氏は首相に返り咲くと、過半数の賛成で改憲案を発議できるようにする96条改正を唱えた。ところが、内容より先に改正手続きを緩めるのは『裏口入学』との批判が強まった。……9条改正を背後に隠した『お試し改憲』もまた、形を変えた裏口入学ではないか(『朝日新聞』5月3日付社説)と。



「平和といのちと人権を! 5・3憲法集会」に集まった参加者たち=2015年5月3日、横浜市西区

ところで、この「形を変えた裏口入学」の手段に緊急事態条項が選ばれたことに、憲法研究者として大変驚かされた。

憲法改正推進本部の政治家たちは、緊急事態条項が「合意を得やすい」と本気で思っているのだろうか。

緊急事態条項の背後には、「国家緊急権」という憲法学における重厚長大な難問が控えている。

国家緊急権とは、戦争や内乱、大規模災害など、国家の維持・存続を脅かす重大事態において、平常時の立憲主義的統治機構のままではこれに有効に対処しえないという場合に、執行権に特別の権限を付与または委任して特別の緊急措置をとれるようにする例外的な権能のことをいう(拙著『現代軍事法制の研究——脱軍事化への道程』日本評論社、1995年)。

これが難問である所以は、緊急事態条項は、強大な例外的権能が執行権に与えられるため副作用や反作用が大きく、どこの国でもその誤用・濫用、悪用、逆用の悩ましい過去の一

編集部のおすすめ

香山リカさん新連載

渦巻く「知性へのヘイト」にどう向きあうべきなのか?



教室 だから分かることがある。

ネットとリアルをつなぐ講座

WEBRONZA / Gp 朝日カルチャーセンター 朝日JTB 交遊文化館 提携開催

最新ランキング 週間ランキング

1万回を迎えた『徹子の部屋』のテレビ的優… 太田省一

黒柳徹子さんがもつ類いまれな美点とは? 矢部万紀子

住民投票で政治のタレント化を乗り越えた大… 五野井郁夫

いつでも平常心を保つのが黒柳徹子のえらい… 青木るえか

安保法制と、「#首相官邸を包囲せよ」の意… 五野井郁夫

もっと見る

テーマランキング

文化・エンタメ 「徹子の部屋」が1万回続いた理由

政治・国際 戦闘機F35、三菱重工業が参画しない理由

政治・国際 「お試し改憲」と安保法制、安倍政権の軽さ

社会・スポーツ 橋下劇場が終わった「大阪都構想」敗北の後

つや二つは持っているからである。

だから、それぞれの国の憲法には、濫用などを防ぐための「安全装置」がさまざまにセットされている(以下は、拙稿「緊急事態条項」奥平康弘他編『改憲の何が問題か』岩波書店、2013年参照)。

もし、日本に緊急事態法を本気で導入しようとしたならば、相当な議論が必要になるはずである。

実は、自民党改憲草案では98条と99条の2カ条が緊急事態条項なのだが、これがとんでもない代物なのである。

98条には法律への委任が8カ所もあり、各種の緊急事態の定義が曖昧で、法律に丸投げされている。普通なら、これだけで憲法条文の立て付けとしては不可である。憲法としてまるで機能していない。

また、99条2項は、緊急時に「法律と同一の効力を有する」特別政令を出すことができるとするが、この政令は期限の定めがないのみならず、国会の事後承認すら必要ないなどの重大な問題をもつ。各国の緊急事態条項と比べても相当危ない内容である。

特別政令によって改正され得る事項の制限が規定されていないため、いったん緊急事態の宣言が発せられれば、内閣(総理大臣)による濫用的な法改正が、「法律と同一の効力を有する」特別政令によって可能となる。

一、二挙げただけでも、これだけ重大な問題をはらむのが緊急事態条項である。にもかかわらず、憲法改正推進本部長の船田元氏は、緊急事態条項は「まさに緊急を要する課題で、各党の賛同が得られやすい」と各メディアで語っている。

だが、彼がそこで挙げる具体例は上記の自民党改憲案98、99条ではない。この条文には一言も触れなくて、「憲法で任期が定められている国会議員の場合、任期満了直前に大災害が発生して選挙を実施できない事態が生じたときに、法律で任期を延長できない。あらかじめ憲法に何らかの規定を設けておかなければ、緊急時に国会議員が存在しないということがあり得る」と恫喝するかのようなことをいう(『産経新聞』5月4日付「キーマンに聞く・船田元氏」)。

「とりあえず緊急事態条項」と言っておきながら、緊急事態条項固有の問題はスルーして、大災害時の議員任期の延長などという問題に矮小化している。

そもそも憲法には参議院の緊急集会の条項があり、衆院解散直後の大災害であったとしても、「国会議員が存在しない」ということはあり得ない。

しかも、戦前、大審院が鹿児島2区の選挙違反事件について選挙無効の判決を下したが、それが1945年3月1日で、鹿児島2区でのやり直し選挙は東京大空襲(3月10日)の10日後に行われている。戦時下でも、国会議員の再選挙が行われたのである(直言「裁判官の『良心』とは」2010年4月5日参照)。

船田氏らの「合意を得やすい改憲」というのは、「お試しのお試し」にすぎないことがわかるだろう。

なお、この点に関連して、宮城県『河北新報』(2015年5月17日付)が、「被災地では、震災を理由の一つにした改憲論議に戸惑いと反発が広がっている」という興味深い記事を出している。

東日本大震災では、「私権を制限した方がいいと思うほど大変だったが、何とかやり遂げた。(改憲してまでの)制限は必要ないのではないか」と気仙沼市の菅原茂市長が語り、「改憲の動きへの違和感を口にした」。



社会・スポーツ

体操の王者・内村航平の独壇場の境地とは

もっと見る



WEBRONZAまとめ



格差社会を直視する
拡大していく日本の格差を複数の視点から考えます



最新記事

政治 経済 社会 科学 文化
国際 雇用 スポーツ 環境 エンタメ

[2]「教養」とは何か——合理性と科学性
佐藤優 2015年05月28日

憲法改正に「お試し」はあり得ない(下)
水島朝穂 2015年05月27日

憲法改正に「お試し」はあり得ない(上)
水島朝穂 2015年05月26日

安保法制と、「#首相官邸を包囲せよ」の意味
五野井郁夫 2015年05月26日

世界は憲法を使っている(下) チリ編
伊藤千尋 2015年05月25日

もっと見る

筆者一覧



編集部から

姜尚中さん「漱石『それから』の今とそれから」
2015年05月11日

朝日カル講座「資本主義の200年」にご招

「市長が言及したのは津波で流された車両約1万台の撤去。道路をふさいで救助や復旧活動に支障を来したが、財産権との兼ね合いで簡単には動かさない。国の撤去指針策定も遅れ、対応に苦慮した。緊急事態条項を導入すれば災害時に財産権などの制限が可能になるが、被災現場では慎重論が目立つ。当時、国の指針を待たずに撤去に踏み切った多賀城市の担当者は『国の権能を大きくするより、自治体に裁量を認めた方が実情に合った対応ができる』と語る。震災が改憲論議に結びつけられること自体への反発もある。岩手、宮城、福島の被災3県の弁護士会は4月、災害対策を理由とする緊急事態条項に反対する声明を相次いで出した……」

待
2015年05月10日

春のプレゼントキャンペーン(締め切り
5/8)
2015年04月17日

思えば、2011年11月17日、東日本大震災から8カ月というタイミングで、衆議院憲法審査会の実質審議が始まった。

『朝日新聞』同11月18日付は「憲法審査会そろり発進」という見出しを打った。私はこの「そろり」に注目して、直言「憲法審査会『そろり発進』——震災便乗型改憲」2011年12月5日 をすぐにアップした。

震災のどさくさ紛れで改憲を進めることは、ナオミ・クラインの『ショック・ドクトリン——惨事便乗型資本主義の正体を暴く』(岩波書店、2011年)に倣って言えば、「震災便乗型改憲」にほかならないからである。

改憲のためには手段を選ばず

「お試し改憲」の本質は、9条改憲のためには手段を選ばず、ということである。その予行演習のために必要のないものを無理矢理な理由を付けて憲法に盛り込もうとしている。

「お試し」の条項のなかに、環境権と財政規律条項がある。

これについて詳しくは触れないが、環境権の方は「加憲」をいう連立与党の公明党がもう腰が引けてきている。憲法に環境権を「人権」として入れると、開発行政を阻害するかもしれないというのである。この程度のことで環境「権」を主張していたのかとあきれればかりである。

財政規律条項に至っては、船田本部長らがギリシャを視察して、その際に放漫財政のことを知って思いついたというからこれもあきれれる。一国の憲法の先々のことを、その時々を思いつきや、政治的合意をとりやすいというような姑息な戦術論でやってほしくない。

何よりも危機なのは、その先頭を走っている安倍首相が、「ポツダム宣言」もまともに読まずに、ポツダム宣言によって基礎づけられた「戦後レジームからの脱却」を主張していることだろう(5月20日の党首討論で、安倍首相は「ポツダム宣言を読んでいない」と発言)。彼の改憲主張の危なさにそろそろ気づくべきだろう。

最後に、3月に参議院憲法審査会で、議員諸氏の憲法知識と憲法感覚を直接知る機会を得て痛感したことがある。

「お試し改憲」の議論をやっている暇があったら、政治家としてやるべきことに時間を使うべきである。復旧も復興もままならない東北の被災地を放置しておきながら、東日本大震災をだしに緊急事態条項を語ることは政治家としてもはや許されない。

ツイート 5 シェア BI 0 G+ 0

関連記事

レコメンドシステムによる自動選択



Journalism 全面改憲への陶醉は危険だ 長い時間軸をふまえ、徹底した議論を
杉田敦 2013年10月16日



政治・国際 憲法96条改正はなぜ問題外なのか？(上)——三つの疑問
木村草太 2013年05月25日



政治・国際 **憲法96条改正はなぜ問題外なのか？(下)——政権の提案の本質**

木村草太 2013年05月28日



Journalism **安倍政権の解釈改憲の動きは行使容認の立場から見ても危険だ**
—『Journalism』5月号から—

木村草太 2014年05月12日



社会・スポーツ **憲法21条「表現の自由」改正案への反対論議が低調な理由**

川本裕司 2013年05月03日

筆者



水島朝穂(みずしまあさほ) 早稲田大学法学学術院教授

早稲田大学法学学術院(法学部、大学院法学研究科)教授。1953年生まれ。専門は憲法学、法政策論。法学博士。『ライブ講義 徹底分析！ 集団的自衛権』(岩波書店)、『はじめての憲法教室——立憲主義の基本から考える』(集英社新書)、『伊藤真が問う日本国憲法の真意』(共著、日本評論社)など単書、編著、共著多数。

テーマ



政治・国際

「お試し改憲」と安倍法制、安倍政権の軽さ



政治・国際

憲法で考える、憲法を使う



政治・国際

大澤真幸 × 木村草太が考える憲法

[ページトップへ戻る](#)

朝日新聞デジタルの関連サイト
有料会員は追加料金なしでご利用可能。詳しく>

朝日新聞社から
会社案内
CSR報告書
採用情報
記事や写真利用案内
新聞広告ガイド

デジタル事業から
デジタルサービス一覧
携帯サービス
Astand(コンテンツ販売)
法人向け配信
写真の購入案内
記事データベース案内

グループ企業
朝日新聞出版の本
朝日新聞出版(dot.)
朝日インタラクティブ

各国語サイト
The Asahi Shimbun English Web Edition
Asahi Weekly
The Asahi Shimbun AJW Forum
Asahi Shimbun English-language Publication
CNN.co.jp
朝日新聞中文網
アサヒ・アジア・アンテナ
ハフィントンポスト日本版

[サイトマップ](#) | [サイトポリシー](#) | [利用規約](#) | [特定商取引](#) | [web広告ガイド](#) | [リンク](#) | [個人情報](#) | [著作権](#) | [お問い合わせ](#)

朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。
Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.